

2019年6月3日

関係各位

野村ホールディングス株式会社
コード番号8604
東証・名証第一部

改善報告書の提出について

本日、野村ホールディングス株式会社および野村証券株式会社は、5月28日付の業務改善命令にもとづき、金融庁に改善報告書を提出し、受理されました。

今般の業務改善命令を受けた事案につきまして、お客様をはじめ、関係する皆様にご迷惑、ご心配をおかけしましたことを、改めて深くお詫び申し上げます。

私どもは、5月24日に公表しました改善策[※]を完遂し、事案の再発防止に万全を期すことを、経営陣自らの責務として着実に実行してまいります。そして、健全な資本市場の発展に資することが社会的使命であるということを常に認識し、社員一人ひとりが良識や行動規範(コード・オブ・コンダクト)を軸とした思考、行動をとってまいります。

今後とも、法令等遵守態勢および内部管理態勢の一層の強化・充実を図り、再発の防止と信頼の回復に努めてまいります。

※ 2019年5月24日に当社が公表した改善策の3つの柱

- I. 金融機関として社会が期待する役割に応える行動規範(「コード・オブ・コンダクト」)の考え方を浸透させ、自ら規律を維持・向上させる態勢の構築
- II. 健全な資本市場の発展に資する動機づけを組み込んだホールセール部門のエクイティ・ビジネスにおける組織体制の見直し
- III. 法人関係情報に加え、投資判断に重大な影響を及ぼし得る非公知の情報を厳格に管理する態勢の整備

【ご参考】

2019年5月24日付ニュースリリース「不適切な情報伝達事案にかかる調査結果と改善策の公表について」

<https://www.nomuraholdings.com/jp/news/nr/holdings/20190524/20190524.pdf>

以上